

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：農林水産業費 項：林業費 目：森林整備費

事業名 苗木生産経営安定化対策事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

林政部 森林整備課 整備係 電話番号：058-272-1111 (内 3195)

E-mail：c11515@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,480千円 (前年度予算額：1,480千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,480	0	0	0	0	0	0	0	1,480
要求額	1,480	0	0	0	0	0	0	0	1,480
決定額	1,480	0	0	0	0	0	0	0	1,480

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

第3期岐阜県森林づくり基本計画 (H29~R3) では、5 か年間で 1,955ha の再造林を計画している。植栽経費などの低コスト化が期待できるコンテナ苗を推奨するために、平成26年度から補助制度を実施している。

主伐・再造林を進めるためにコンテナ苗は不可欠であり、令和元年度は約53万本が生産された。しかしコンテナ苗の生産は新たな技術が必要であり、生産不良や買い手がつかないリスクがあるため、支援が必要である。

また、苗木の安定供給を推進するためには、需給調整を行う必要がある。需給のバランスを調整し、優良種苗の生産確保と円滑な取引を推進するため、組織的な取組みを行う種苗需給調整協議会に対し支援する。

(2) 事業内容

(ア) 事業目的・事業効果

- ① 苗木生産者が、低コスト再造林に期待されるコンテナ苗等を生産する場合、生産不良や買い手がつかないことにより苗を廃棄する必要が生じた場合の損失を補てんし、新たな苗木生産への取組みを支援する。
- ② 林業用種苗の需給安定を図るため、需給計画の作成と調整を行う団体へ

助成。

(イ) 内容

①苗木生産者が生産したコンテナ苗の残苗、補てん本数：約 10,000 本

②岐阜県林業用種苗需給調整協議会の運営にかかる経費の一部を助成

(3) 県負担・補助率の考え方

①補助率：苗木価格の 80% (一般財源)

$$\text{※}179 \text{ 円/本} \times 80\% = 143 \text{ 円/本}$$

②補助率：運営経費の 1/2

(4) 類似事業の有無 無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	1,392 88	生産不良等により苗を廃棄する必要が生じた場合の損失を補てん 協議会運営に要する経費を助成
合計	1,480	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

第3期岐阜県森林づくり基本計画において、100年の森林づくり計画実践プロジェクトとして、多様な優良苗木の安定供給体制の構築を支援としている。

(2) 国・他県の状況

①国では、コンテナ苗による苗木生産を推進しており、全国で生産量が増加している (H21: 9 万本、H22: 27 万本、H23: 42 万本、H24: 76 万本、H25: 114 万本、H26: 257 万本、H27: 470 万本、H29: 854 万本、H30: 1168 万本、R1: 1608 万本、R2: 1791 万本)。

②需給調整については、他県においても同様に実施している。

(3) 後年度の財政負担 継続的に必要

(4) 事業主体及びその妥当性

①事業主体：林業種苗法第10条に基づき知事が登録した苗木生産者
妥当性：林業用種苗の生産者としての資格を有しており妥当である。

②事業主体：岐阜県林業用岐阜県林業用種苗需給調整協議会
妥当性：供給者側と需要者側で構成される「岐阜県林業用種苗需給調整協議会」が事業主体となっている。

県単独補助金事業評価調書

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

補助事業名	苗木生産経営安定化対策事業費補助金
補助事業者（団体）	① 苗木生産者/②岐阜県林業用種苗需給調整協議会 （理由）①コンテナ苗生産におけるリスク軽減/②供給者と需要者で構成される唯一の協議会であり、林業種苗法第30条で県の援助が規定
補助事業の概要	（目的）①低コスト造林に必要なコンテナ苗生産拡大 ②系統の明確な優良種苗の確保とその取引を円滑に推進 （内容）①苗木生産者がコンテナ苗等を生産した場合、生産不良等により行う廃棄の損失を補てん ②岐阜県林業用種苗需給調整協議会の運営に要する経費への助成
補助率・補助単価等	① 定率 / ② 定額 （内容）①補てん金額:143円/本(苗木単価@179×80%) ②88千円 賃金、旅費、会議室使用料等 （理由）①新たな技術への取り組みには、リスクが伴うため支援が必要/②県土を保全する優良種苗の確保に資するため県が半額を負担する。
補助効果	①コンテナ苗生産量の増加、苗生産者の育成 ②生産者は、需要を把握することで安定経営が可能となり、造林者は必要とする苗木を確保できる。
終期の設定	終期 令和3年度(第3期森林づくり基本計画の終期)

（事業目標）

① 令和3年度までに優良なコンテナ苗を70万本県内生産する。
② 苗木の県内供給率を令和5年度までに90%にする。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (H**年度末)	目標 (R元年度末)	目標 (終期)
① コンテナ苗生産本数（万本）	0	49	70
② 県内供給率の向上		55%	90%

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度 (要求)
補助金交付実績	1,480千円	1,480千円	1,480千円	(予算額) 1,480千円	(要求額) 1,480千円
指標①目標	36.0	47.0	58.0	58.0	58.0
指標①実績	35.9	38.1	53.1	(推計値)55.0	(推計値)61.0
指標①達成率	99%	81%	91%	(推計値)94%	(推計値)100%
指標②目標	90%	90%	90%	90%	90%

指標②実績	30%	40%	33%	(推計値) 50%	(推計値) 55%
指標②達成率	33%	44%	36%	(推計値) 56%	(推計値) 61%

(前年度の成果)

- ①令和2年度は、残苗が発生し9,985本の損失補てんをした。
 ②令和元年12月18日に協議会を開催し、生産者と造林者の意見交換により、68万本の需給調整を図ることができた。

(今後の課題)

- ①定着しつつある新たな育苗技術だが、生産へのリスクの発生も予想され、取り組みへの支援が必要である。
 ②県内の苗木需要に応える供給体制を整備する必要がある。

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い	
(評価) ○	①主伐・再造林に必要なコンテナ苗の安定供給を図るため、支援が必要である。 ②種苗の需給は、森林整備の施策の推進にも大きく関与するため、事業の必要性は高い。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	①生産者が増加しており効果は高い。 ②協議会の開催は、供給者側と需要者側が一同に会し、直接相互の意向を確認できる貴重な場であり、事業の有効性は高い。
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある	
(評価) ○	①本事業により、生産者は安心して生産に取り組めるため、生産技術の向上に対する支援ができています。 ②翌春に出荷が見込まれる苗木量を把握した後に協議会を開催しており、開催時期を年1回として事業の効率化を図っている。

(事業の見直し検討)

--

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

<p>継続・削減・統合・廃止 (理由) 県では、森林資源の活用を目指し、合板工場や大型製材工場を誘致した。今後、木材の安定供給のために皆伐面積が増加すると、再造林用の苗木が必要となる。 このため、苗木需要量を把握し、生産者へ情報提供することで苗木の安定生産を推進する必要がある。</p>
